

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

—

### 訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

—

## 規則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げるもののほか、仙台地方振興事務所長、東部地方振興事務所長及び気仙沼地方振興

事務所長に、次に掲げる事務(石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、巨理郡、宮城県、牡鹿郡及び本吉郡の区域に係るものに限る。)を処理する権限を委任する。

一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項の規定による指定

ロ 第三十七条第二項(第三十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による報告の受理

八 第三十七条第三項(第三十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による指定の取消し

二 第三十七条第四項(第三十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公表

二 東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第六十九号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条第二項、第十二条第二項、第十五条第二項及び第十八条第二項の規定による書面の交付

ロ 第九条第三項、第十二条第三項、第十五条第三項及び第十八条第三項の規定による認定をしない旨及びその理由の通知

ハ 第十条第三項、第十三条第三項、第十六条第三項及び第十九条第三項の規定による指定書の交付

ニ 第十条第四項、第十三条第四項、第十六条第四項及び第十九条第四項の規定による指定をしない旨及びその理由の通知

ホ 第十条第五項及び第八項、第十三条第五項及び第八項、第十六条第五項及び第八項並びに第十九条第五項及び第八項の規定による指定の有効期間の設定及びその変更

ヘ 第十条第七項、第十三条第七項、第十六条第七項及び第十九条第七項の規定による変更の届出の受理

ト 第十条第九項、第十三条第九項、第十六条第九項及び第十九条第九項の規定による指定の取消しに係る書面の通知

チ 第十条第十二項、第十三条第十二項、第十六条第十二項及び第十九条第十二項の規定による資料の提出及び説明の要求

附則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

## 訓令

○宮城県訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年二月二十九日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第四総務部長の専決事項の項の次に次のように加える。

地方振興部長

- 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の施行に関する次のこと。
- イ 指定事業者等の指定、当該指定に係る指定書の交付及び当該指定をしない旨の通知（第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号。以下この項において「府令」という。）第十條、第十三條、第十六條、第十九條）
  - ロ 指定事業者等からの報告の受理（第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條）
  - ハ 指定等の公表（第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條）
  - ニ 指定事業者等に対する書面の交付及び通知（府令第九條、第十二條、第十五條、第十八條）
  - ホ 指定の有効期間の設定及びその変更（府令第十條、第十三條、第十六條、第十九條）
  - ヘ 変更の届出の受理（府令第十條、第十三條、第十六條、第十九條）
  - ト 資料の提出及び説明の要求（府令第十條、第十三條、第十六條、第十九條）

附 則

この訓令は、平成二十四年三月一日から施行する。